

# 富良野市都市計画マスタートップラン

<令和2年6月12日時点>

2021（令和3）年〇月（予定）  
北海道富良野市

## 目 次

第1章 都市計画とマスタープラン .....	1
3-1. 都市計画とは .....	2
3-2. 都市計画マスタープランとは .....	5
3-3. 計画の基本事項 .....	9
第2章 都市の現況把握 .....	15
2-1. 都市の特性 .....	16
2-2. 都市計画の状況 .....	19
2-3. 都市の構造分析 .....	32
第3章 踏まえるべき課題 .....	43
3-1. 市民意向の把握 .....	44
3-2. まちづくりの方向性 .....	49
3-3. 課題の整理 .....	54

# 第1章 都市計画とマスタープラン

## 3-1. 都市計画とは

### 1) 法令に定める都市計画

市街地が無秩序に開発されてしまうとどうなるでしょうか。狭くて利用しにくい道路、猫の額ほどの公園、建物は狭い敷地の中に密集している市街地・・・。

このような市街地になってしまえば、これを理想的なまちに造りかえることは容易ではありません。

都市計画は、まちづくりの基本的な構想に基づき、土地利用、都市施設、面的整備などの計画を総合的・一体的に定めるものです。

この計画に基づいて、まちづくりを規制・誘導するとともに、整備事業を実施して、住み良いまちをつくりあげていきます。

そこで、都市計画の内容、決定手続、都市計画制限、都市計画事業などについて定めているのが、都市計画法です。

都市計画法では、住み良いまちとしていくことを目的に、まちの健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用や都市施設、市街地開発事業を定め、適正な制限を行うことによって、健康で文化的な都市生活、機能的な都市活動を確保すると示されています。

また、単に都市部の視点から考えるだけではなく、周辺の農林漁業との調和を前提とすることも示されています。

引用) 都市計画法

(目的)

第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関する事項を定めることにより、**都市の健全な発展と秩序ある整備**を図り、もつて**国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進**に寄与することを目的とする。

(都市計画の理念)

第二条 都市計画は、**農林漁業との健全な調和**を図りつつ、**健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動**を確保すべきこと並びにこのためには**適正な制限**のもとに**土地の合理的な利用**が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

(定義)

第四条 この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために**土地利用、都市施設の整備**及び**市街地開発事業**に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。

## 2) 都市計画の構成

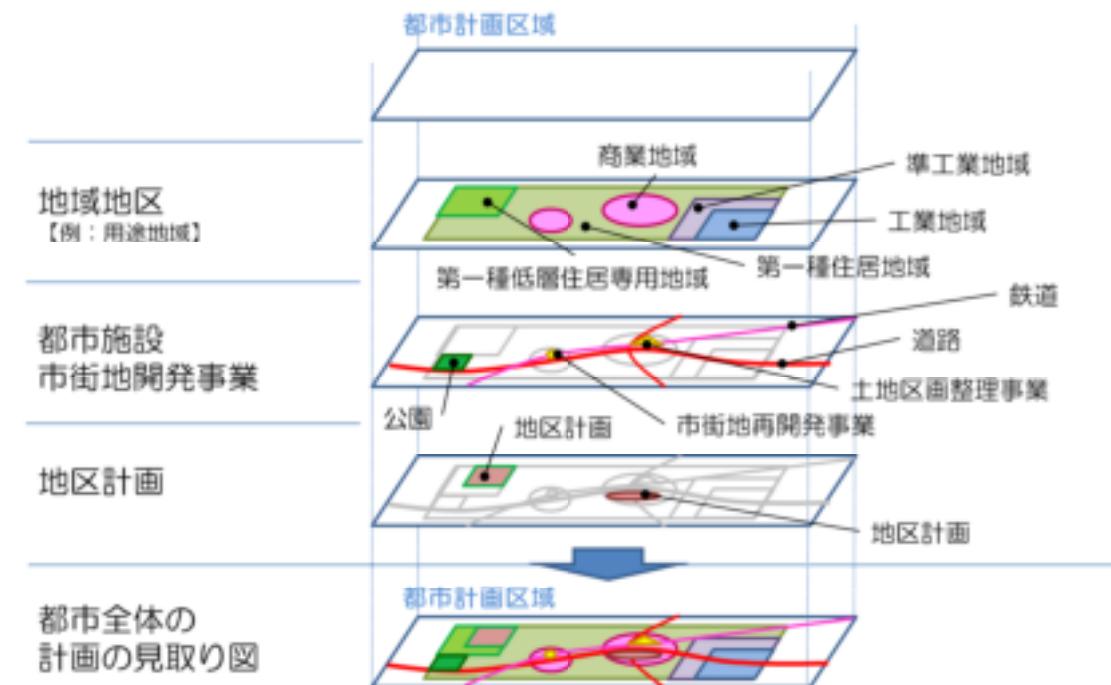
都市計画は、後述する都市計画区域の中に土地利用、都市施設、市街地開発事業を計画しています。

土地利用では、都市内の一定の地域や地区に対して適正な土地の利用を図るため、用途地域を代表とする地域地区などが定められています。

都市施設では、都市生活の根幹を支える道路などの交通施設、憩いを与える公園や緑地、衛生環境を維持するための下水道などが定められています。

市街地開発事業では、計画的な市街地整備を推進していくために行う開発や再整備について、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの事業計画が定められています。

これらのほかに、区域をさらに限定して土地利用や都市施設に係る規定を定めた地区計画があり、これらを重層的に重ね合わせ統合することで、都市全体の計画の見取り図を示すものとなります。



図表 都市計画の構成イメージ

[資料]国土交通省都市局作成資料「都市計画法制」(令和2年3月)を使用して作成

### 3) 都市計画を定める区域

都市計画を定める区域のことを都市計画区域といい、都市計画区域とは、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都市計画法等の規制を受ける土地の範囲のことです。

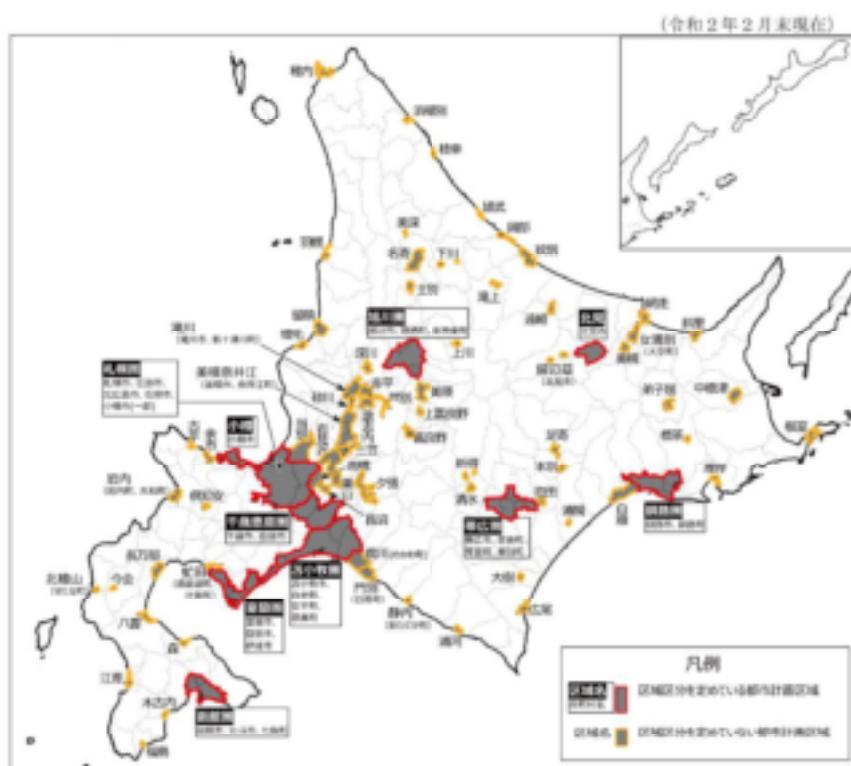
この区域は、関係市町村と北海道都市計画審議会の意見を聞き、国土交通省大臣の同意を得て北海道が指定することとされ、具体的には、中心の市街地を含み、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要があると判断した区域を都市計画区域に指定しています。

北海道内には富良野市をはじめとする 99 市町に 79 区域が指定されています。

引用) 都市計画法

(都市計画区域)

第五条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の**中心の市街地を含み**、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、**一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域**を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。



図表 北海道内の都市計画区域の指定状況 [資料]北海道の都市計画 (北海道都市計画課)

## 3-2. 都市計画マスタープランとは

### 1) 法令に定める都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（いわゆる市町村マスタープラン）として規定されており、「市町村の建設に関する基本構想」（いわゆる総合計画）と「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（いわゆる都市計画区域マスタープラン）に即して策定されます。

総合計画は、自治体が定める行政各分野に係る最上位の計画であり、一方で、都市計画区域マスタープランは、北海道が定める都市計画区域ごとの主要な都市計画の決定方針であることから、これらに即すことにより、行政各分野並びに都市計画としての整合が図られたうえで都市計画マスタープランは策定されることとなります。

加えて、策定にあたっては住民意見の反映と、策定後の公表、北海道への通知が規定されているほか、市町村が定める都市計画は、都市計画マスタープランに即すことが求められることから、今後定める都市計画を想定しつつ都市計画マスタープランを策定することが必要となります。

引用) 都市計画法

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

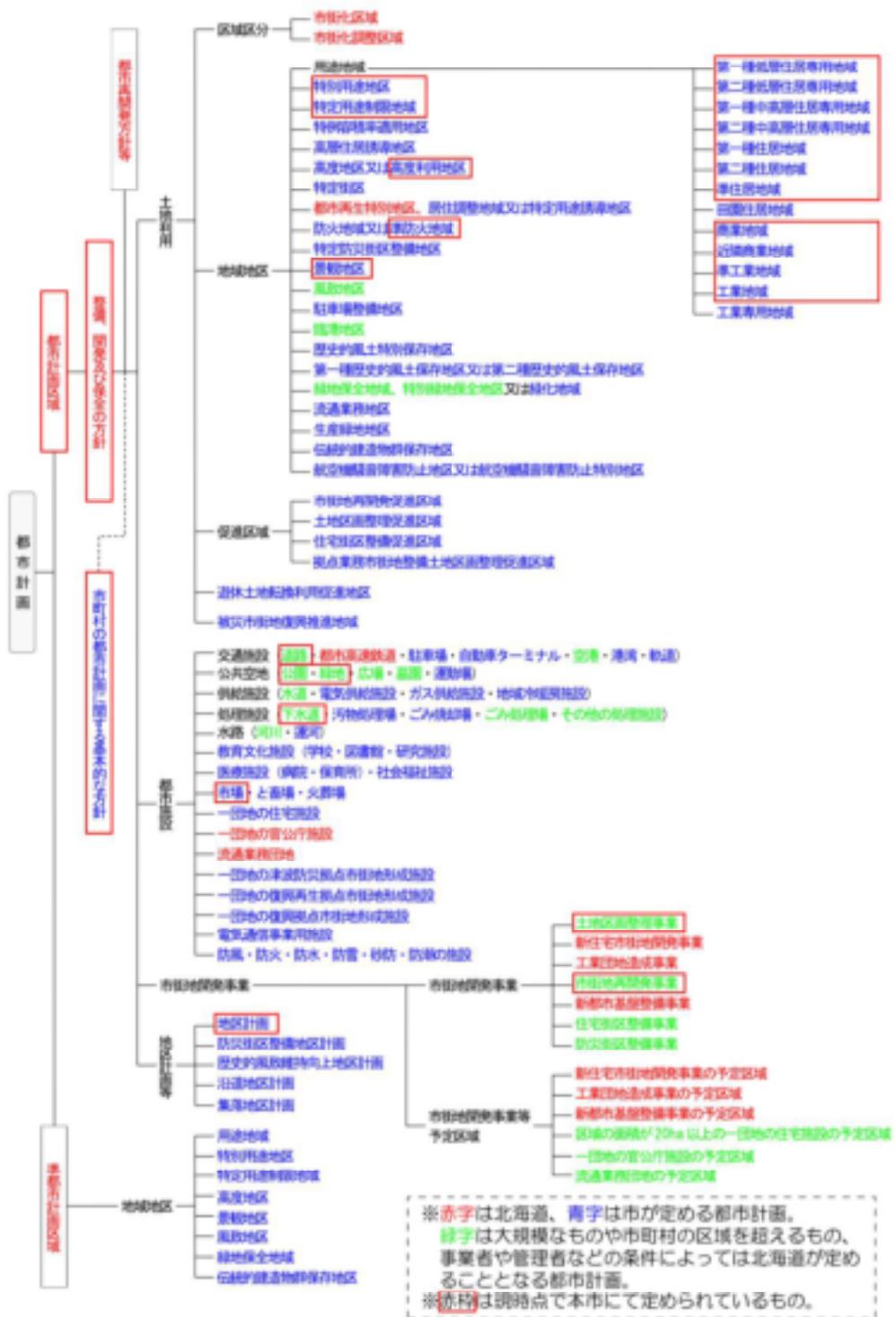
2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

## 2) 市が定める都市計画

都市計画の内容は下図に示すとおり多様であり、その決定は内容によって北海道または市町村が行いますが、大部分は市が定める都市計画となっています。



図表 都市計画の内容 [資料]北海道の都市計画（北海道）を使用して作成

### 3) 都市計画マスタープランの基本的な考え方

都市計画マスタープランは、北海道が定める都市計画区域マスタープランと異なり、定めるべき事項が都市計画法に具体に明記されている訳ではありませんが、「都市計画の運用指針」（国土交通省）において、次に掲げるような項目を含めることが示されています。

引用) 都市計画運用指針（国土交通省）

都市計画マスタープランに含められる項目

ア) まちづくりの理念や都市計画の目標

イ) 全体構想 目指すべき都市像、 その実現のための主要課題、 課題に対応した整備方針 等	用途地域等の地域地区、都市施設、市街地開発事業に関する都市計画の前提となる都市構造・都市空間及びこれと密接な関連を有する交通体系の整備の考え方や土地利用、施設整備等の方針とともに、都市内の自然的環境の保全その他の良好な都市環境の形成、都市景観形成等の指針を明らかにすることが望ましい。
ウ) 地域別構想 あるべき市街地像等の地域像、 実施されるべき施策	全体構想に示された整備の方針等を受け、地域の特性に応じ誘導すべき建築物の用途・形態、地域の課題に応じ地域内に整備すべき諸施設、円滑な都市交通の確保、緑地空間の保全・創出、空地の確保、景観形成のため配慮すべき事項等の方針を明らかにすることが望ましい。

各市町村の判断で、各種の社会的課題（環境負荷の軽減、都市の防災性の向上・復興まちづくりの事前の準備、都市のバリアフリー化、良好な景観の保全・形成、集約型都市構造の実現等）への都市計画としての対応についての考え方を記述することも考えられる。

#### <都市計画区域マスタープラン>

##### ○概要

- ・都市計画区域ごとに都道府県が策定
- ・記載事項は、
  - ・都市計画の目標
  - ・区域区分の決定の有無及び当該区分を定めるときはその方針
  - ・主要な都市計画の決定の方針

##### ○効果

- ・都市計画区域内の都市計画は、都市計画区域マスタープランに即したものでなければならない

#### <市町村マスタープラン>

##### ＝都市計画マスタープラン

##### ○概要

- ・市町村が策定
- ・記載事項は、法定されていないが、例えば、
  - ・市町村のまちづくりの理念や都市計画の目標
  - ・全体構想（目指すべき都市像とその実現のための主要課題等）
  - ・地域別構想（あるべき市街地像等）

##### ○効果

- ・市町村が定める都市計画は、市町村マスタープランに即したものでなければならない

図表 都市計画区域マスタープランと市町村マスタープラン

[資料]国土交通省都市局作成資料「都市計画法則」（令和2年3月）を使用して作成

#### **4) 都市計画マスタープランの役割**

都市計画マスタープランは、長期的な視点に立った計画であること、住民意見を反映して策定されること、また、他の計画との連携・調整を踏まえつつ、都市全体で計画される性質から、以下の役割が期待されます。

##### **役割その1 都市の将来像の明示**

将来の実現すべき具体的な都市像を示し、市民・事業者・行政が共有する都市づくりの理念と基本方針を設定します。

##### **役割その2 市が定める都市計画の方針**

市が定める都市計画の決定や変更の際の根拠・指針となります。

##### **役割その3 都市計画の総合性・一体性の確保**

土地利用、道路・公園・下水道等の都市施設の整備、市街地の整備など、具体的な事業の個別計画の相互関係を調整し、総合的かつ一体的な都市づくりの方針となります。

##### **役割その4 住民の理解・具体的な都市計画の合意形成の円滑化**

市民・事業者・行政が、都市づくりの課題や方向性について合意することにより、個々の事業への理解・協力を促します。

### 3-3. 計画の基本事項

### 1) 対象区域

都市計画マスタープランは市町村が定める都市計画の基本方針であることから、富良野市都市計画マスタープラン（以下、本計画）の対象区域は、原則として本市の都市計画区域を対象とします。

ただし、本市では都市計画区域外に定めた都市施設が一部に存在（烏沼公園）することから、当該都市施設については、対象に含めるものとします。



図表 都市計画区域の位置と対象区域

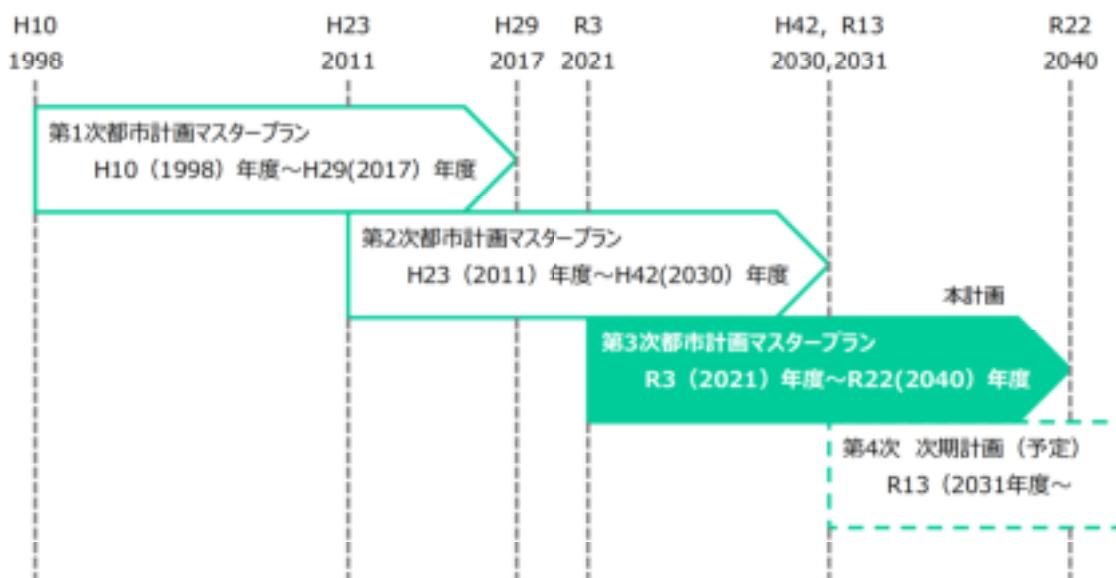
## 2) 計画期間

本計画は、富良野市の都市計画に係る将来ビジョンを示す性格から、長期的展望に基づき策定されるべきであることを踏まえ、計画期間を 20 年間とします。

しかしながら、20 年にわたって計画を固定しておくことは、時代変化への対応が困難となり、都市計画が本来なすべき施策に対しての先導性が失われてしまいます。

したがって、計画期間中における進捗状況や社会情勢の変化等を加味しながら、概ね中間年を目途に計画の見直しを行い、更にその 20 年後を目標とする次期都市計画マスター プランへ移行していくことを基本とします。

この考えに基づき、今回の改定による第 3 次都市計画マスタープランは、令和 3 (2021) 年度を基準年として、令和 22 (2040) 年度までの 20 年間を計画期間とします。

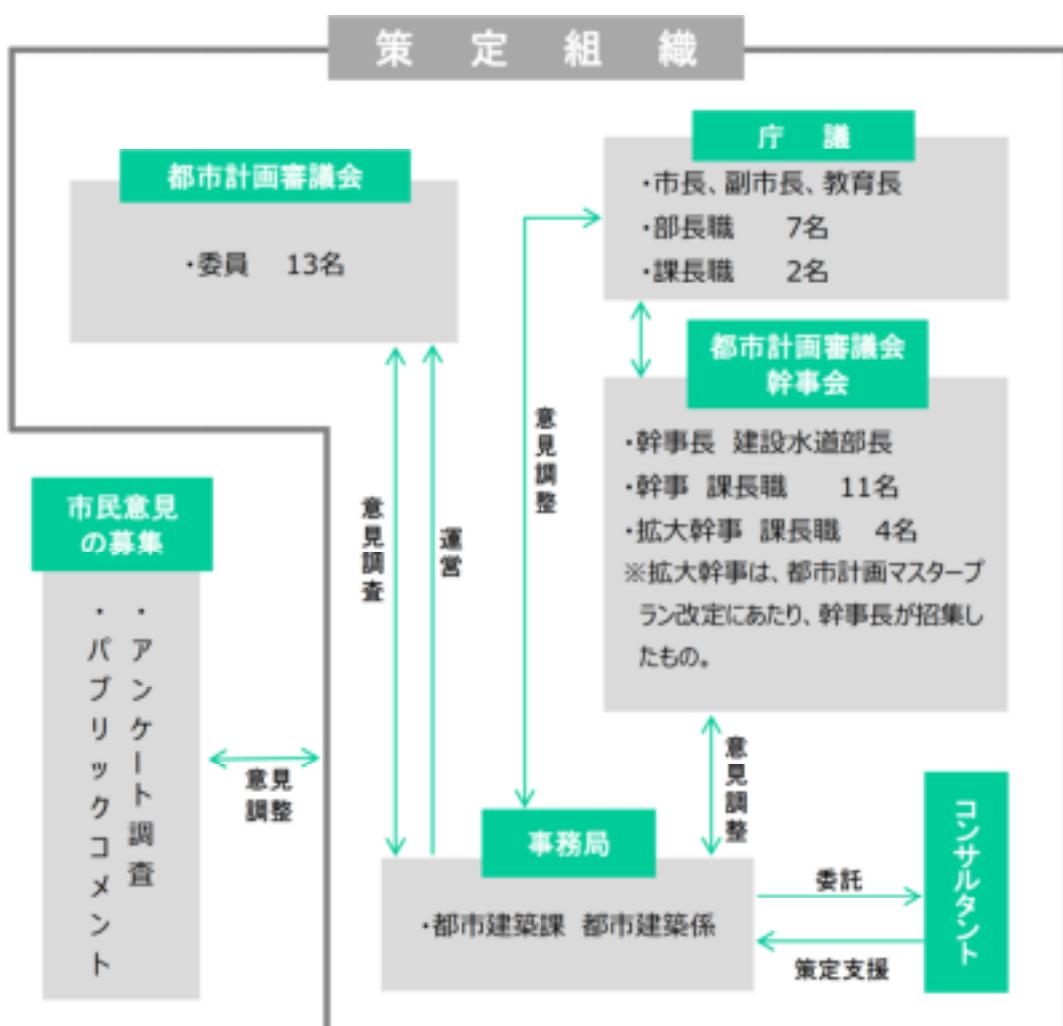


図表 本計画の計画期間

### 3) 策定体制

本計画の改定は、富良野市都市計画審議会へ諮問し、審議会からの答申を得て庁議にて決定し、公表並びに北海道への通知を行います。

この間、策定の各段階にて都市計画審議会及び幹事会と意見調整を行い、隨時策定経過を市のホームページへ掲載するとともに、住民意見の反映については、市民アンケートを実施したほか、原案に対してパブリックコメント手続きによる市民からの意見募集を行いました。

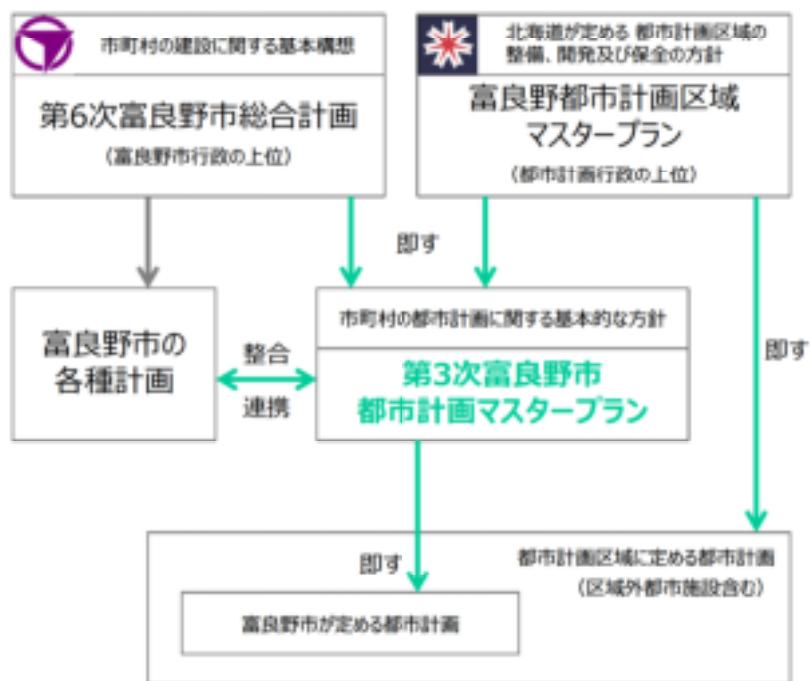


図表 本計画の策定体制

#### 4) 計画の位置づけ

本計画は、富良野市総合計画並びに富良野都市計画区域マスター プランを上位計画としてこれらに即し、具体的な都市計画の内容である土地利用、都市施設、市街地開発事業に係る決定や変更にあたって、その根拠・指針となる基本方針と位置づけられます。

また、総合計画においては、本計画が都市計画部門を担う個別計画として位置づけられており、総合計画のもと本市が策定している各部門の個別計画と整合を図りつつ、総合的なまちづくりを都市計画の側面から支え、これを推進していくものです。



図表 本計画の位置づけ

## 5) これまでの都市計画マスタープランと今回の改定の背景

平成 5 年の都市計画法改正により、都市計画法第 18 条の 2 (市町村の都市計画に関する基本的な方針、以下「市町村都市計画マスタープラン」という。) が創設されました。都市計画マスタープランは、住民の意見を反映させ、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別整備方針や都市計画施設等の計画を総合的に定めることとしています。また、都市計画を施行している市町村では都市計画マスタープランの策定が法律的な責務となりました。

富良野市では昭和 23 年から都市計画をすすめており、将来的なまちづくりの基本方針を示し、都市計画の円滑な運用を図ることを目的として、平成 10 (1998) 年度に『第 1 次富良野市都市計画マスタープラン』を策定しました。当時は、市街地に人口が集中し、リゾート等による産業経済の伸展と住宅需要を中心に宅地開発が進み、市街地の外延的拡大に対応する施策が必要となったことや、「北海道富良野・大雪リゾート地域整備構想（北海道が策定）」や「富良野リゾート基本構想（富良野市が策定）」で、都市計画区域の隣接地域にいくつかの整備計画が集中したことから、無秩序な土地開発を防止し総合的な整備・開発・保全を行う必要がありました。

平成 23 (2011) 年度には、第 1 次富良野市都市計画マスタープラン策定から 11 年に及ぶ社会情勢の変化やまちづくり三法（都市計画法、大店立地法、中心市街地活性化法）等関連法の改正を踏まえ、『第 2 次富良野市都市計画マスタープラン』を策定しています。人口減少・少子高齢化、モータリゼーションの進展に伴い生活圏の広域化や地球環境問題などを考慮した都市型社会へ移行するなかで、国土交通省では「都市計画運用指針」「政策課題対応型都市計画運用指針」を発出し、北海道でも「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」「都市計画道路の見直しガイドライン」を定めています。こうした指針等でコンパクトシティの考え方方が示されるようになり、市町村においては既存の都市資源を生かしたより良い、地域環境を目指した都市計画を方針化してきました。

今般、第 2 次富良野市都市計画マスタープランの策定から 10 年が経過し、令和 2(2020) 年 4 月 7 日に改正された北海道が策定する都市計画区域マスタープラン及び令和 2 年度に策定予定の第 6 次富良野市総合計画との整合を図る必要があることから、令和 2 (2020) 年度に『第 3 次富良野市都市計画マスタープラン』へ改定します。改定にあたっては、第 2 次富良野市都市計画マスタープランの考え方を踏襲しつつ、住民意見の反映と長期的な視点で将来の都市計画を定めます。



## 第2章 都市の現況把握

## 2-1. 都市の特性

### 1) 本市の特徴

本市は、北海道のほぼ中央にある富良野盆地の中心都市として発展し、東方に十勝岳連峰の富良野岳、西方に夕張山地の芦別岳がそびえ、南方には東京大学北海道演習林があり、市域の約7割を山林が占める自然条件にあります。

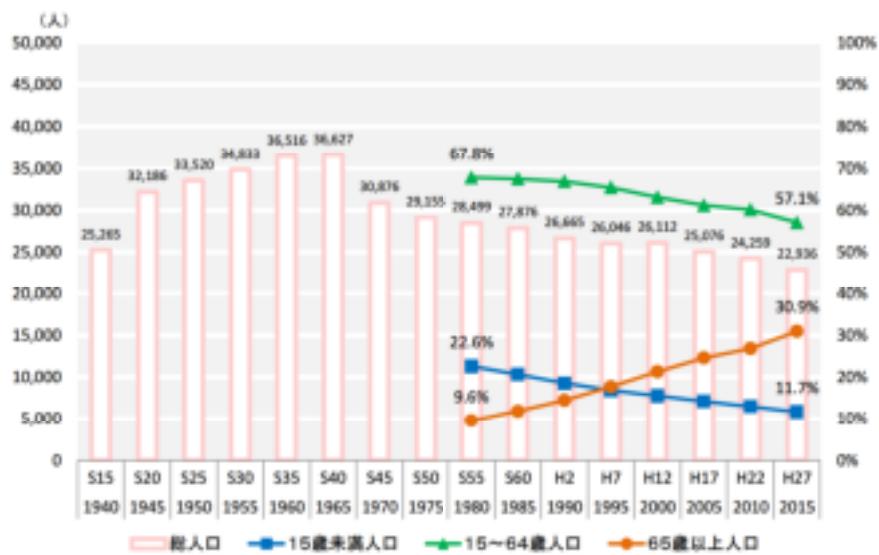
基幹産業は農業で、北海道有数の野菜産地となっているほか、寒暖差のある盆地の気候特性を活かしたワインの生産をしています。また、「へそとスキーとワインのまち」としても全国的に知られ、外国人も含め多数の観光客が訪れる観光都市となっています。

さらに、札幌市、旭川市、帯広市と2時間圏内で接続し、道央、道北、道東の各方面との交通アクセスが極めて優れている特性を有しています。

### 2) 人口の推移

国勢調査による人口は、昭和40（1965）年の36,627人をピークに減少へ転じ、平成27（2015）年には22,936人となり、近年では年間300人程度の減少が継続しています。

年齢別人口構成では、昭和55（1980）年に22.6%であった15歳未満が平成27（2015）年には11.7%と半減し、同じく65歳以上が9.6%から30.9%と3倍に増加しており、少子高齢化が進んでいます。



図表 総人口・年齢構成の推移 [資料]国勢調査

### 3) まちの成り立ち

本市の市街地は、明治 33 (1900) 年の十勝線（上富良野～下富良野～鹿越間）開業にともない、本通りの突き当たりに下富良野駅が設置されたことをきっかけとし、やがて駅を中心に市街地が形成され、明治 36 (1903) 年には下富良野村戸長役場が本通りに設置されました。

大正 2 (1913) 年には滝川～富良野間の釧路本線（現在の根室本線）が開通し、道央・道北・道東部を結ぶ分岐点の役割を担うこととなり、その後の好景気にともなう開墾と農業関連事業の整備により開拓が加速度的に進展し、市街地を大きく発展させました。

釧路本線の開通とともに、下富良野駅は本通りから現駅舎の位置へ移転し、この移転が繁華街を相生通りや五条通りへと拡大させ、市街地もそれまで本通り沿いの朝日町、本町、若松町を中心に形成されてきたものが、この頃にかけて日の出町、幸町へと広がっていきました。

このように、概ね国道・鉄道・五条通りで囲まれた中心市街地の原型（旧市街）が大正期に形づくられ、市街地には、商店、旅館、料亭、工場、病院、学校、民家など多種多様な建物が出現しました。

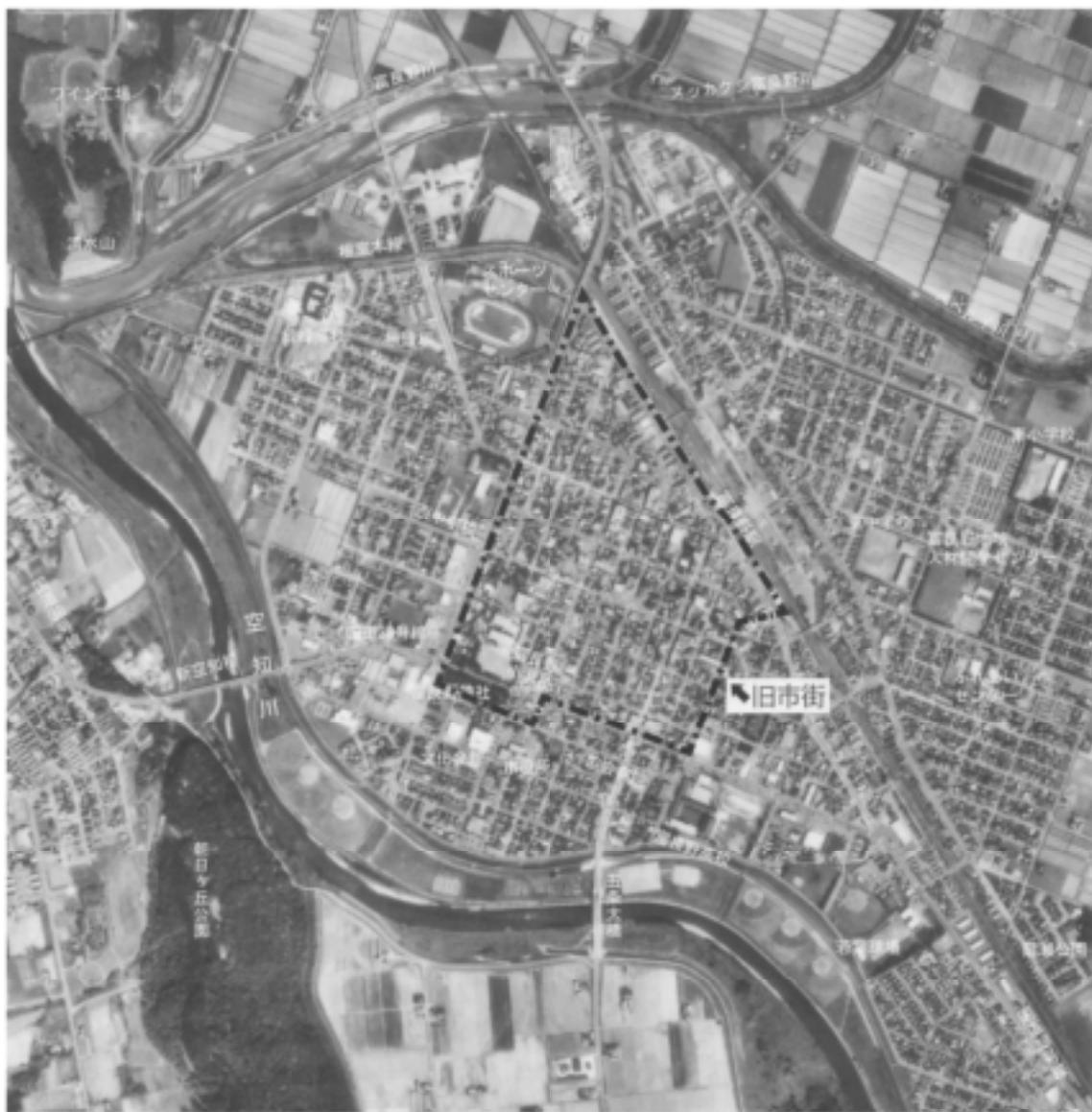


図表 昭和 23 (1948) 年の富良野市街地 [資料]富良野の近代建築 2014

一方、旧市街の外縁には、主に戦後形成された新市街地が分布し、現在の街なみが形づくられており、この新たに誕生した市街は、大正期から工場が立地した麻町を除いては、古くは大半が農地であり、宅地化が始まるのは昭和30～40年代のことです。

昭和23（1948）年と平成11（1999）年の市街地の様子を比較すると、戦後まもない頃は小さな市街地でしたが、周辺の農地が宅地化されて拡大するとともに、道路・河川・農地等の整備も行われ、大きく変貌したことがよく分かります。

[参考文献]富良野の近代建築 2014



図表 平成11（1999）年の富良野市街地 [資料]富良野の近代建築 2014

## 2-2. 都市計画の状況

### 1) 都市計画区域と国土利用計画

#### ① 国土利用計画による都市地域

都市計画区域は、都市計画法に基づき一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要があるとして定めている区域です。

一方で、都市計画区域の中には都市計画法によらない規制法も存在しており、これらは国土利用法に基づく国土利用計画と、これを基本として策定される土地利用計画において、法的な諸計画の総合調整がなされています。

この土地利用基本計画には、それぞれの規制法が適用される地域として、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域が示されており、このうち都市地域は都市計画法で定める都市計画区域に該当しています。

本市の都市地域の中には、市街地周辺の低地に農業地域、西部の丘陵地や山地に森林地域や自然公園地域が配置され、これらは土地利用が相互に影響する区域となっています。

国土利用計画	国土利用法に基づく計画で、国土の総合的かつ計画的な利用を推進するための長期計画であり、国土利用の基本構想、利用区分の規模の目標、この達成のために必要な措置を定めている。 国が定める全国計画のほか、都道府県計画や市町村計画がある。
土地利用基本計画	国土利用計画（全国計画及び北海道計画）を基本として策定するもので、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の個別規制法に基づく諸計画に対する総合調整機能を果たし、以下の五地域を地形図に表している。  <ul style="list-style-type: none"><li>都市地域 一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域</li><li>農業地域 農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域</li><li>森林地域 森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域</li><li>自然公園地域 優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるもの</li><li>自然保全地域 良好的な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるもの</li></ul>
都市計画区域	土地利用基本計画において表される都市地域は、都市計画法で定める都市計画区域に該当する。

図表 都市計画区域と国土利用計画の関係



図表 土地利用基本計画に表される五地域の状況

[資料]国土交通省 土地利用調整総合支援ネットワークシステム（LUCKY）を使用して作成

## ②都市計画区域

本市の都市計画の歴史は古く、昭和 23（1948）年に当時の富良野町域 30,512ha を計画決定したことに始まります。

その後、法改正による区域設定の考え方への適用、社会構造や経済の変化に即した対応、住宅地の郊外化やリゾート整備計画への対応のため、昭和 44（1969）年、昭和 57（1982）年、平成 5（1993）年と区域の変更を重ね、令和 2（2020）年に、不明瞭な一部区域界の精査と測量精度の向上とともに面積の修正を行い現在に至っています。

年月日	告示番号	内容	面積
S 23. 1. 1	建設院告示第14号	区域の決定	30,512ha
S 44. 5. 20	建設省告示第2115号	区域の変更	718.4ha
S 57. 12. 2	北海道告示第2363号	区域の変更	963.2ha
H 5. 3. 26	北海道告示第 440号	区域の変更	2,227ha
R 2. 4. 7	北海道告示第273号	区域の変更、面積の修正	2,195ha

図表 都市計画区域の指定状況

## 2) 土地利用の状況

本市では、土地利用に係る都市計画として、用途地域をはじめ各種の地域地区が定められており、これにより建築制限等が機能し土地の合理的な利用が図られています。

### ①用途地域

用途地域は土地利用に係る代表的な都市計画であり、住居系、商業系、工業系の各種用途地域の種類に応じて建てることのできる建築物が規制され、これらの適正な配置により市街地の土地利用の誘導を行っています。

本市の用途地域は、昭和 44 (1969) 年に 380.7ha を当初決定し、その後 6 回に渡って面積変更を行い平成 6 (1994) 年に現在の 565.2ha となり、これ以降は拡大を行わず、平成 20 (2008) 年に駅東地区、平成 26 年 (2014) に国道沿道、令和元年 (2019) に市役所周辺を変更し、現在に至っています。

種類	容積率 (%)	建蔽率 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
第1種低層住居専用地域	60以下	40以下	77	13.6%
第2種低層住居専用地域	60以下	40以下	7.2	1.3%
第1種中高層住居専用地域	200以下	60以下	38	6.7%
第2種中高層住居専用地域	200以下	60以下	124	21.9%
第1種住居地域	200以下	60以下	132	23.4%
第2種住居地域	200以下	60以下	45	8.0%
準住居地域	200以下	60以下	21	3.7%
田園住居地域	-	-	-	-
住居系 小計			444.2	78.6%
近隣商業地域	300以下	80以下	13	2.3%
商業地域	400以下	80以下	14	2.5%
商業系 小計			27	4.8%
準工業地域	200以下	60以下	29	5.1%
工業地域	200以下	60以下	65	11.5%
工業専用地域	-	-	-	-
工業系 小計			94	16.6%
合計			565.2	100.0%

図表 用途地域の指定状況





図表 用途地域の構成

[資料]国土交通省都市局作成資料「土地利用計画制度」(令和2年3月)を使用して作成

## ②特別用途地区

特別用途地区は、用途地域の規制に加え条例により重層的に建築制限を行うものであり、本市では、商業系の用地地域以外に大規模集客施設が立地することを制限するため、平成20（2008）年に準工業地域の全てを特別用途地区に指定しています。

種類	面積(ha)	規制内容
大規模集客施設制限地区	29	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類する建築物でその用途の供する部分の床面積の合計が1万m <sup>2</sup> を超えるもの

図表 特別用途地区的指定状況

### ③準防火地域

準防火地域は、建築物の密集している市街地において、建築物の構造を制限することによって不燃化を図り、市街地における火災の危険を防除するために指定される地域です。

本市では、昭和 45（1970）年に当初決定し、その後 2 度の変更を経て現在は、壁面距離が近接しがちとなる商業系の用途地域 28ha を指定しています。

種類	面積 (ha)	規制内容
準防火地域	28	建築基準法の規定による (近隣商業地域及び商業地域の区域全てを指定)

図表 準防火地域の指定状況

### ④高度利用地区

高度利用地区は、容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度等を定めることにより、都市機能の更新を図るための土地の高度利用を指定した地区です。

本市では、富良野駅前地区市街地再開発事業の区域に対し、平成 15（2003）年に指定を行い、土地の高度利用とともに建築規模の適正化を確保しています。

種類	面積 (ha)	容積率の最高限度 (%) 最低限度 (%)	建蔽率の最高限度 (%)	建築面積の最低限度 (m)
高度利用地区	0.5	400 100	80	200

図表 高度利用地区の指定状況

### ⑤特定用途制限地域

特定用途制限地域は、都市計画区域内のうち用途地域が定められていない区域（白地地域）において、その区域の良好な環境を形成・保持する観点から、建築してはならない建築物を定め、土地利用を規制するものです。

本市では、コンパクトシティの考えのもとに、無秩序な市街地の拡大をまねくことがないよう、用途地域以外の区域の一部について、土地利用の現状や地域特性を踏まえて 3 種類の制限内容に区分し、平成 20（2008）年に当初決定しています。

その後、平成 29（2017）年に土地利用の動向の変化を踏まえた区域及び制限内容の変更、令和 2（2020）年に都市計画区域に係る一部変更を加えています。

区分	面積 (ha)	規制内容
リゾート産業地区 建蔽率 60% 容積率 200%	249ha (保安林除く)	準工業地域規制工場、危険物施設、遊技場、風俗営業施設、倉庫、畜舎、アスファルトプラント等
田園居住地区 建蔽率 60% 容積率 200%	1,004ha (保安林除く)	準工業地域規制工場、危険物施設、1,500m超共同住宅、遊技場、風俗営業施設、1,500m超店舗、3,000m超ホテル、アスファルトプラント等
主要幹線道路沿道地区 建蔽率 60% 容積率 200%	76ha	準工業地域規制工場、危険物施設、1,500m超共同住宅、遊技場、風俗営業施設、3,000m超店舗、3,000m超ホテル、アスファルトプラント等
合計	1,329ha	

図表 特定用途制限地域の指定状況

## ⑥景観地区

景観地区は、景観法及び都市計画法に基づく制度で、良好な景観の保全と形成を図るため、建築物の色彩や高さの最高限度等について規制する地区を都市計画決定により指定するものです。

本市では、特定用途制限地域のリゾート産業地区の一部について、平成 29 (2017) 年に北の峰景観地区として決定し、さらに地区特性にあわせ区域を 3 つに区分し、建築物の色彩の制限、建築物の高さの最高限度、敷地面積の最低限度を定めています。

地区区分	色彩	建築物の高さ			建築物の敷地面積の最低限度
		最高限度	敷地境界側	道路側	
スキーヤード山麓地区 面積 189ha (保安林除く)	建築物の屋根及び外壁の色彩は、マンセル表色系に掲げる色相ごとに、次の表に掲げる彩度を超える色彩を、外壁及び屋根の各立面の見付面積の1/5を超えて使用しないこと	-	-	-	-
森林文化地区 面積 9.7ha (保安林除く)	色相 彩度 R (赤) 8 Y R (黄赤) 8 Y (黄) 6 B (青) 4 上記以外 4	20m	建築物の各部分の高さは、当該部分から敷地境界までの水平距離に1.5を乗じて得られたものに10mを加えた高さ以下とする	-	-
下御料地区 面積 36ha (保安林除く)			建築物の各部分の高さは、当該部分から道路の路面中心までの水平距離に1.5を乗じて得られたものに10mを加えた高さ以下とする	建築物の敷地面積の最低限度は350m <sup>2</sup> とする	

図表 景観地区の指定状況

## ⑦地区計画

地区計画は、良好な都市環境の形成に向けて、生活道路の配置、建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区レベルの都市計画」であり、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定めるものです。

本市では、平成 15（2003）年に民間宅地開発事業の良好な市街地形成を図るため東雲町地区を決定しています。また、平成 22（2010）年に市街地再開発事業と合わせて、中心市街地の都市機能集約、まちなか回遊の向上、まちなか居住の推進を図るため東 4 条街区地区を決定しています。

地区整備計画 区域名称	計画地区 の名称	制限の内容	
東雲町地区 面積 4.4ha	低層専用 住宅地区	建築物の敷地面積の最低限度	250m <sup>2</sup>
		建築物の高さの最高限度	9m
		外壁等の面から道路境界線までの距離の最低限度	1.5m
		外壁等の面から隣地境界線までの距離の最低限度	1.0m
	低層一般 住宅地区	垣又はさくの高さの制限	1.2m以下
		建築物の敷地面積の最低限度	250m <sup>2</sup>
東4条街区地区 面積 1.6ha	A地区	外壁等の面から道路境界線までの距離の最低限度	1.5m
		外壁等の面から隣地境界線までの距離の最低限度	1.0m
		垣又はさくの高さの制限	1.2m以下
		建築物の容積率の最高限度	300%
	B地区	建築物の容積率の最低限度	60%
		建築物の建蔽率の最高限度	80%
		建築物の建築面積の最低限度	50m <sup>2</sup>
		建築物の容積率の最高限度	200%
	C地区	建築物の容積率の最低限度	60%
		建築物の建蔽率の最高限度	60%
		建築物の建築面積の最低限度	50m <sup>2</sup>
		建築物の容積率の最高限度	200%
		建築物の容積率の最低限度	30%
		建築物の建蔽率の最高限度	60%
		建築物の建築面積の最低限度	50m <sup>2</sup>

図表 地区計画の指定状況

### 3) 都市施設の状況

本市では、都市施設に係る都市計画として、道路や公園、下水道等が定められており、これにより都市生活の根幹を支える都市インフラの効率的な整備が図られています。

#### ①道路

都市を構成する道路のうち都市計画道路は、都市の発展に対応して、既成市街地又は将来市街地が予定される地域に対し、都市計画施設として決定されるもので、都市の形態、性格を形づくるものです。

本市では、昭和 26（1951）年に 17 路線を当初決定し、幾多の追加・変更を行ってきましたが、未着手のままとなっている区間が多く存在する現状を鑑み、平成 24（2012）年に「未着手都市計画道路の見直し方針」を策定し、これに基づき平成 25（2013）年及び平成 29（2017）年に変更を行い、時代変化に応じた規模の縮小等を段階的に進めています。

現在は 16 路線、延長 22,080m が都市計画決定されており、15,300m(69.3%)が整備済みとなっています。

番号	路線名称	幅員(m)	延長(m)	舗装延長(m)	舗装率(%)	備考
3-3-1	西大通	22	1,510	540	35.8	国道237号
3-4-2	中央通	18	800	800	100.0	
3-4-3	東5条通	18	910	910	100.0	道道山部北の峰線
3-4-4	新生通	18	230	0	0.0	
3-4-5	昭和通	18	200	200	100.0	
3-4-6	大沼通	18	940	940	100.0	道道東山富良野停車場線
3-5-7	東雲通	13	2,790	1,550	55.6	
3-4-8	相生通	18	1,030	1,030	100.0	道道奈江富良野線
3-4-9	栄町通	18	880	880	100.0	道道東山富良野停車場線
3-4-10	朝日通	18	2,380	2,380	100.0	
3-3-11	平和通	22	4,630	1,180	25.5	国道38号、国道237号
3-4-12	黄金通	18	2,180	1,980	90.8	
3-4-13	東中通	18	530	530	100.0	道道東山富良野停車場線
3-3-14	北の峰通	24	920	920	100.0	道道北の峰線
3-6-15	若葉通	11	1,770	1,460	82.5	
3-4-16	芽生通	16	380	0	0.0	
合計			22,080	15,300	69.3	

図表 都市計画道路の整備状況

#### ※舗装延長の考え方

道路用地が計画決定どおり確保されており、かつ、自動車交通に供用開始されている区間で、そのうち、車道部分が本舗装されている区間。

## ②公園及び緑地

都市計画公園及び都市計画緑地は、都市の発展に対応して、既成市街地又は将来市街地が予定される地域に対し、都市計画施設として決定されるもので、都市環境の改善、都市の防災性の向上等に寄与しています。

本市では、都市計画公園が計 28箇所 30.32ha、都市計画緑地が計 4箇所 11.39ha で都市計画決定され、全て供用されています。

都市計画決定されていない都市公園も含めると、街区公園が 45 箇所、近隣公園、地区公園、総合公園、風致公園が各 1か所、緩衝緑地、広場公園が各 2箇所、都市緑地が 17 箇所、計 70 箇所 45.49ha が供用されており、平成 27 年の都市計画区域人口 18,004 人に対する一人当たりの面積は 25.3 m<sup>2</sup>/人になります。

番号	公園名	種別	位置	計画決定面積(ha)	供用面積(ha)
2-2-1	栄町公園	街区	日の出町	0.19	0.19
2-2-2	平和公園	"	末広町	0.19	0.19
2-2-3	曙公園	"	栄町	0.40	0.40
2-2-4	すみれ公園	"	春日町	0.31	0.31
2-2-5	泉公園	"	若葉町	0.19	0.19
2-2-6	清瀬公園	"	末広町	0.21	0.21
2-2-7	朝日町公園	"	朝日町	0.08	0.08
2-2-8	桂木町公園	"	桂木町	0.04	0.04
2-2-9	春日公園	"	東町	0.11	0.11
2-2-10	東町公園	"	東町	0.16	0.16
2-2-11	北の峰公園	"	北の峰町	0.10	0.10
2-2-12	みずほ公園	"	瑞穂町	0.19	0.19
2-2-13	北麻町公園	"	北麻町	0.27	0.27
2-2-14	東麻町公園	"	東麻町	0.26	0.26
2-2-15	南麻町公園	"	南麻町	0.23	0.23
2-2-16	錦町公園	"	錦町	0.43	0.43
2-2-17	住吉公園	"	住吉町	0.16	0.16
2-2-18	双葉公園	"	扇町	0.09	0.09
2-2-19	学田公園	"	桂木町	0.10	0.10
2-2-20	みどり公園	"	緑町	0.20	0.20
2-2-21	北の峰西公園	"	北の峰町	0.41	0.41
2-2-22	北の峰南公園	"	北の峰町	0.11	0.11
2-2-23	新光公園	"	新光町	0.39	0.39
2-2-24	むつみ公園	"	瑞穂町	0.20	0.20
街区公園小計				5.02	5.02
3-3-1	扇瀬公園	近隣	東町	1.60	1.60
4-3-1	若葉公園	地区	若葉町	3.60	3.60
5-5-1	朝日ヶ丘総合公園	総合	字下御料	10.50	10.50
7-4-1	鳥沼公園	風致	字東鳥沼	9.60	9.60
合計				30.32	30.32

図表 都市計画公園の整備状況

番号	緑地名	種別	位置	計画決定面積(ha)	供用面積(ha)
1	柱木緑地	緑地	柱木町	0.29	0.29
2	北の峰南台緑地	"	北の峰町	0.41	0.41
3	スポーツ公園緑地	"	柱木町	0.99	0.99
4	金渕緑地公園	"	字信濃沢	9.70	9.70
合計				11.39	11.39

図表 都市計画緑地の整備状況

### ③公共下水道

公共下水道は、都市の発展に対応して、既成市街地又は将来市街地が予定される地域に對し、都市計画施設として決定されるもので、生活環境の改善、水質の保全、浸水の防除等、都市活動を支える上で必要不可欠な施設です。

本市では当初、昭和 38 (1963) 年に都市下水路が決定されましたが、昭和 54 (1979) 年に公共下水道が決定されたことにより、その後都市下水路は廃止となり、これ以降は用途地域の拡大変更と連動し、平成 6 (1994) 年に排水区域 565ha へ変更されています。

区分	排水区域(ha)	下水道管渠(m)	ポンプ場		処理場	
			箇所	面積(m)	箇所	面積(m)
計画	565	5,770	-	-	1.00	27,400
供用	486	5,770	-	-	1.00	27,400

図表 公共下水道の整備状況

### ④市場

都市計画区域内で卸売市場を建設するためには、都市計画決定する必要があり、本市では、昭和 53 (1978) 年に当初決定し、その後平成 31 (2019) 年に民間へ移譲したことにもない名称を変更しています。

区分	計画		供用		告示年月日	
	箇所	面積(m)	箇所	面積(m)	当初	最終
富良野地方卸売市場	1	8,000	1	8,000	S53.10.3 (市) 34号	H31.3.27 (市) 20号

図表 市場の指定状況

## 4) 市街地開発事業の状況

都市施設の整備が市街地の骨格を線的、点的に整備することを目的としているのに対し、市街地開発事業は、一定のエリア内で公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行うものであり、本市では、土地区画整理事業と市街地再開発事業が実施されています。

### ① 土地区画整理事業

都市計画区域内でエリアを区切り、そのエリア内で公共施設（道路、公園、下水道等）の整備改善や、宅地の利用増進を図る事業です。

本市では、昭和期に施行された第一地区と、平成期において駅前広場や公園の整備、商業の集約再編を目的に市街地再開発事業と同時に実施された富良野駅前地区の2地区で実績があります。

地区名	施行者	目的	都市計画決定	施行面積 (ha)	施行期間
第一	市	周辺市街地整備	S29.11.17	43.7	S29～S45
富良野駅前	市	既成市街地・市街地再開発	H14.3.8	4.2	H14～H21

図表 土地区画整理事業の施行状況

### ② 市街地再開発事業

老朽化した木造建築物の密集、十分な公共施設がないなどの都市機能の低下がみられる地域において、細分化した土地を集約して不燃化、中高層化した共同建築物（ビル化）として建築し直すと同時に、公共施設を整備する事業です。

本市では、土地区画整理事業と一体施行で実施した富良野駅前地区と、フラノマルシェ2等の商業集積をはじめとした公民連携による東4条街区地区の2地区で実績があります。

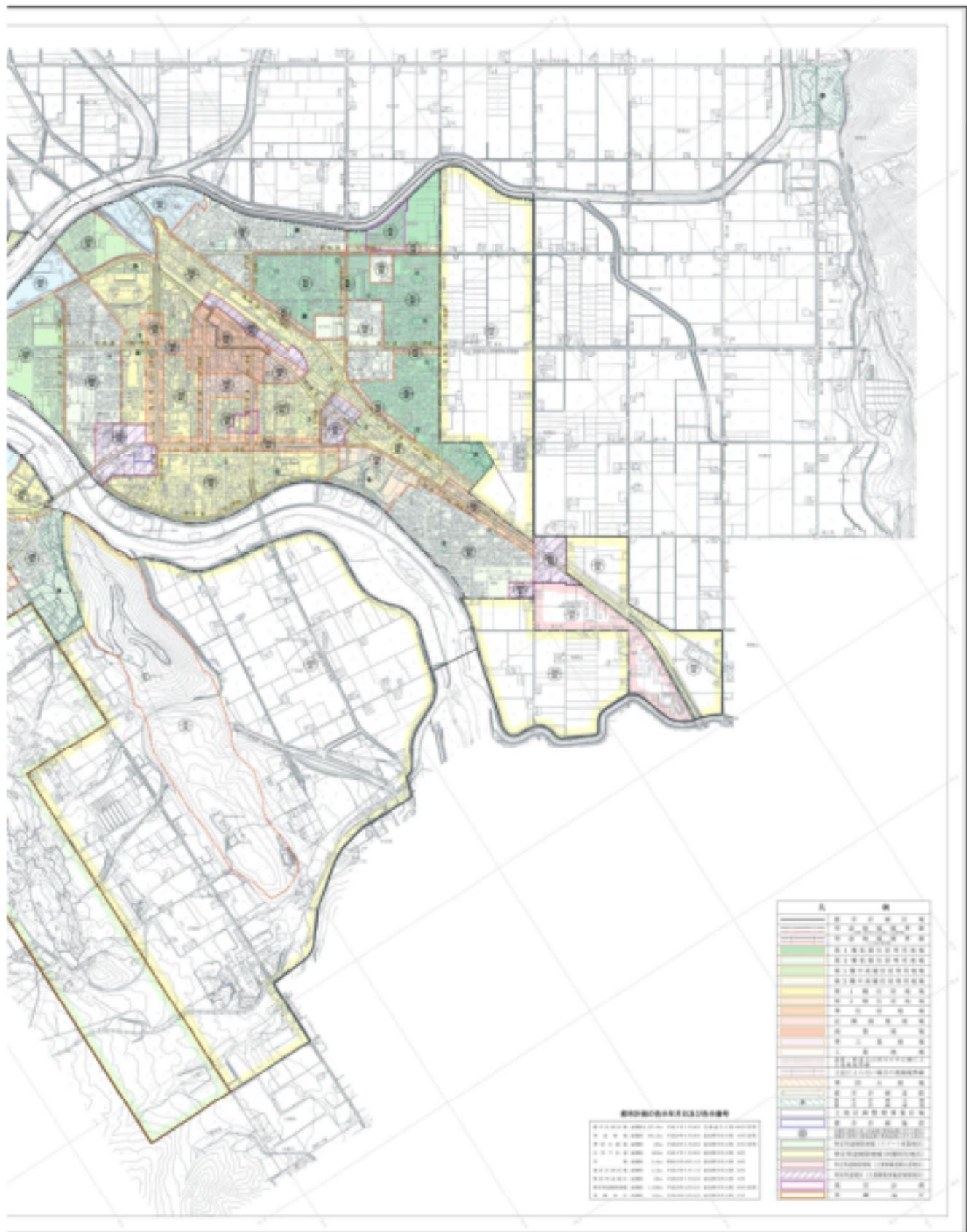
なお、都市計画による市街地開発事業とは別に開発行為という手法があり、北の峰や清水山方面等における近年の造成事業は、開発行為による施工が主体となっています。

地区名	種別/施行者	面積 (ha)	都市計画決定	補助（交付金）事業年度
富良野駅前	第一種 再開発会社	0.5	H15.2.10	H14～H18
東4条街区	第一種 個人	1.6	当初) H22.7.23 変更) H24.6.21	H21～H26

図表 市街地再開発事業の施行状況



図表 各種都市計画の指定状況 (1/2)



## 2-3. 都市の構造分析

### 1) 主要施設の分布

本市の市街地は、河川と丘陵地に囲まれた地形的特性に加え、無秩序な市街化を抑制しつつ計画的に市街地を形成してきた経緯から、比較的コンパクトな街なみの中に各種の施設が立地しています。

#### ①官公庁施設

本市は、上川南部の中心都市であることから、国や北海道の出先機関が立地しており、これらを含めて市役所周辺や国道沿道に大部分の施設が集積しています。

#### ②教育施設

市街地の発展とともに徐々に外縁部へと学校が建設されてきた背景から、市街地内に分散した配置となっており、現在都市計画区域内では、小学校が3校、中学校が2校、高校が2校、幼稚園が4園立地しています。

#### ③医療・福祉施設

総合病院が駅東地区と駅西地区にそれぞれ1箇所のほか、一次医療を担う医院が市街地内に分散しています。子育て関係は児童館、児童センター、保育所（保育園）など、高齢者関係は老人ホームや通所施設など、多種多様な施設が点在しています。

#### ④大型スーパー

まとまった商圏人口をかかえる規模の大型スーパーは、国道沿道と富良野駅近傍に立地しており、日常における市民の買い物環境を支えています。

#### ⑤観光集客施設

富良野スキー場方面のほか、清水山方面などの郊外部に点在しており、近年は郊外周遊型の観光客を中心市街地へ呼び込むべく、フラノマルシェやコンシェルジュフラノが整備され、観光交流拠点として機能しています。

## ⑥宿泊施設

富良野駅周辺に一部のホテルが立地するほかは、大部分が北の峰地区などの富良野スキーホテル周辺に立地するリゾート関連のホテルを中心であり、このほかペンションやゲストハウス、コンドミニアムなど多様なスタイルの宿泊施設が立地しています。

## ⑦公営住宅

都市計画区域内には、市営住宅が10箇所、道営住宅が1箇所配置され、その大部分は駅東地区及び北の峰地区に集中しており、昭和40年代に建築された公営住宅も多く、現在は北麻町団地で建替事業が進行中です。

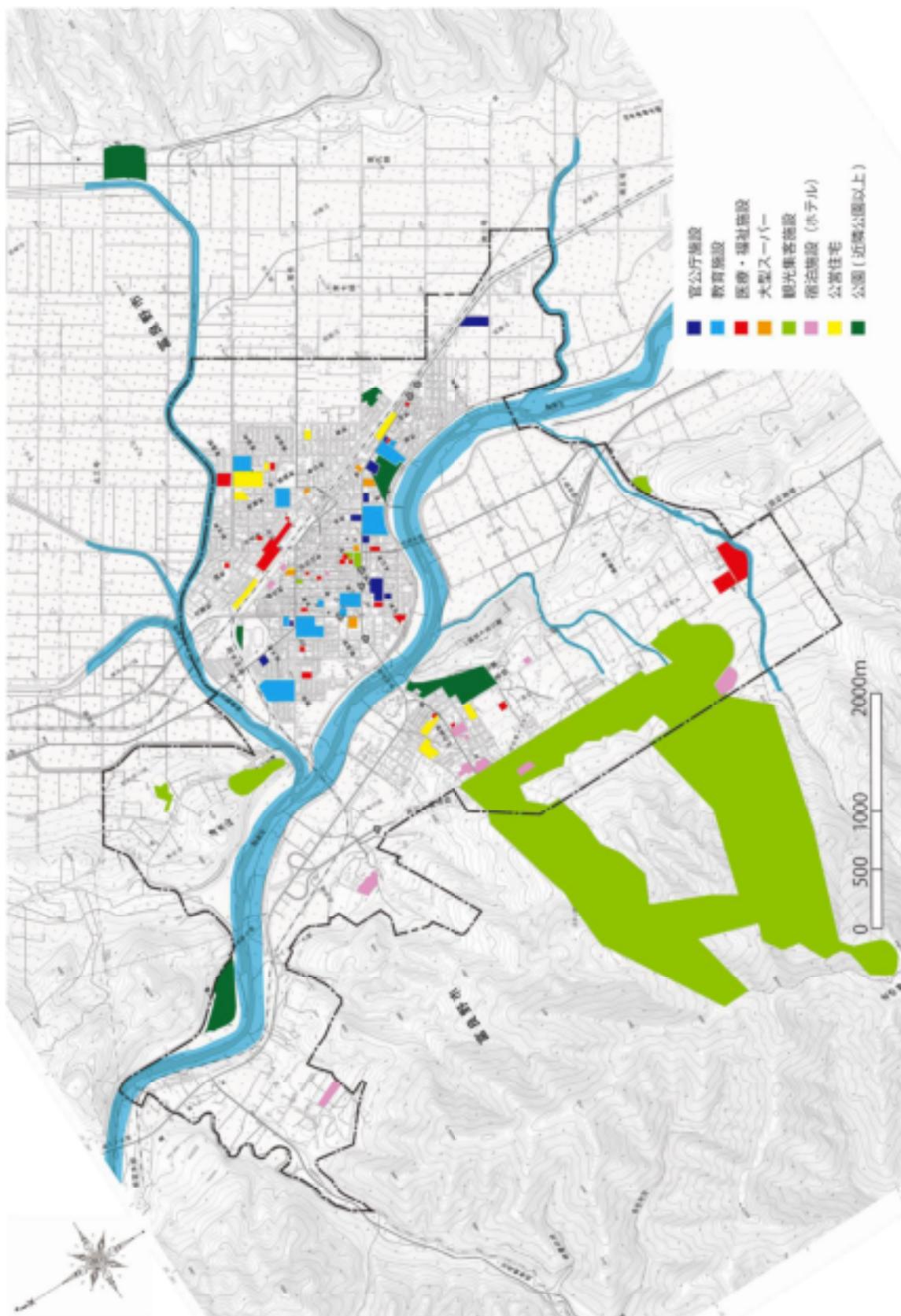
団地名	住所	棟数	管理戸数	建築年	備考
緑町団地	緑町3・4番	5棟	60戸	H7~H10	
北の峰団地	北の峰町27番	8棟	40戸	H12~H17	
北の峰西団地	北の峰町23・28番	13棟	52戸	S52~S55	
北の峰南団地	北の峰町6番	8棟	32戸	S56~S59	
朝日町団地	朝日町2番	1棟	20戸	H19	
東町団地	東町4番	3棟	12戸	S43	
北麻町団地	北麻町1・2・3・4番	33棟	153戸	S44~S48	H25~R4で建替中
東麻町団地	東麻町3・11・12・13番	29棟	115戸	S47~S51	
瑞穂団地	瑞穂町7番	9棟	36戸	S60~H6	
西麻町団地	西麻町2番	1棟	12戸	H29	
しらかば団地	錦町8・10番	6棟	72戸	H10~H11	道営住宅
合計		116棟	604戸		

※令和2年4月データ

図表 都市計画区域内の市営住宅・道営住宅

## ⑧公園（近隣公園以上）

比較的大規模の大きな公園は、市街地の郊外部、特に河川の沿線に分散して配置され、近隣公園や地区公園、総合公園、風致公園など多様な種別の公園や緑地が供用されています。



図表 主要施設の分布状況

## 2) 道路網と交通機関

### ①主要な道路網

本市は、芦別市と中富良野町の行政界に近接する市域の北端に市街地が位置しており、国道2路線がこの市街地の中で交差しています。

また、都市計画区域内では、道道5路線が国道に接続するほか、平成30(2018)年には富良野道路(地域高規格道路)が北の峰IC～布部IC間で開通しています。

現在、街なかの国道では1日に1万台程度の交通量が往来していますが、将来的な富良野北道路の整備が富良野道路と接続し、高速ネットワークが確立された際には、市街地内の通過交通量が減少するものと見込まれています。

路線名	区間	交通量(台/24h)				
		H27	H22	H17	H11	H9
国道38号	美唄富良野線～一般国道237号	8,735	9,037	12,106	11,955	12,920
国道38号	一般国道237号～上富良野旭中富良野線	9,228	9,059	11,173	11,792	11,605
国道237号	上富良野中富良野線～奈江富良野線	8,549	8,374	10,433	10,449	9,665
国道237号	奈江富良野線～一般国道38号	10,505	9,564	10,433	10,449	9,665

※H22以前は12時間交通量に昼夜率を乗じた値

図表 国道の交通量推移

[資料]平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査から作成

### ②公共交通機関

本市の公共交通は、JRの根室本線と富良野線が滝川、新得、旭川と接続するほか、札幌行きと旭川行きの都市間バス、これに市内各地域を接続する路線バス4系統が運行されており、いずれも富良野駅を中心とした公共交通網が形成されています。

JR根室本線では、平成28(2016)年の台風被害のため、当面は一部区間でバス代行輸送を行っている状況です。

また、乗客数の減少から各路線とも赤字運営が継続しており、このうち、根室本線(富良野～新得)は、平成30(2018)年に公表された「北海道の将来を見据えた鉄道網(維持困難線区)のあり方について」において、「他の交通機関との連携、補完、代替も含め、地域における検討・協議を進めていくことが適当(中略)」との位置づけが示されています。

バス交通は、札幌や旭川への都市間バスが充実している一方で、市内の路線バスは各系統で一日に4~5本の運行となっており、乗車時間は最も遠い西達布では富良野駅まで45分を要します。

バス停留所は、徒歩圏（半径300m）を意識した間隔で配置され、外縁部を除き市街地の範囲を概ね網羅しており、自家用車を所有しない高齢者などにとって、買い物や通院などの重要な交通手段として機能しています。

今後は、高齢化等による運転免許保有率の低下や観光客の利用増が想定され、公共交通の果たす役割が高まるものと考えられます。

路線名	行先	運行数	乗車時間
JR根室本線	滝川方面（上り）	9本/日 (うち快速2)	富良野から滝川まで 1時間3分
JR根室本線	東鹿越・新得方面（下り）	6本/日 (うち快速1、バス1)	富良野から新得まで 1時間48分
※2016年台風被害のため、東鹿越～新得間に於いて当面の間、バス代行輸送を行っている。			
JR富良野線	旭川方面（上り）	12本/日	富良野から旭川まで 1時間1分

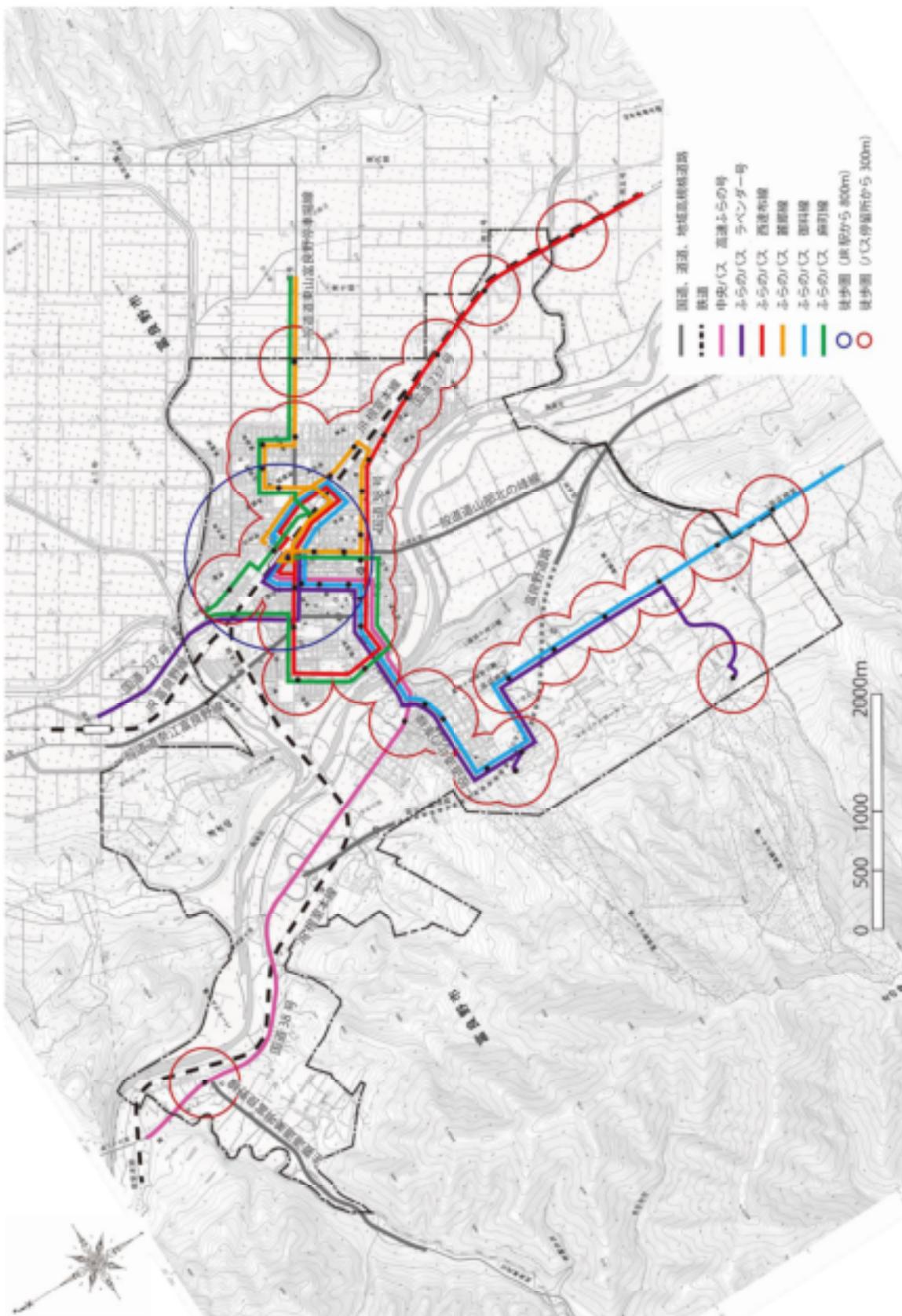
※令和2（2020）年3月14日改正時点

図表 鉄道の運行状況 [資料]JR北海道のホームページ情報から作成

路線名	通行区間	運行数（片道）	乗車時間
中央バス 高速ふらの号	富良野駅前↔札幌駅前	10便/日	富良野駅前から札幌駅前 まで2時間36分
ふらのバス ラベンダー号	新富良野プリンスホテル ↔旭川駅前	8便/日	富良野駅前から旭川駅前 まで1時間40分
ふらのバス 西達布線	西達布↔協会病院	5便/日	西達布から富良野駅 まで45分
ふらのバス 薩摩線	薩摩↔協会病院	4便/日	薩摩から富良野駅 まで40分
ふらのバス 御料線	9線↔協会病院	4便/日	9線から富良野駅 まで16分
ふらのバス 麻町線	鳥沼7号↔富良野駅	4便/日	鳥沼7号から富良野駅 まで29分

※令和2（2020）年4月1日改正時点

図表 バスの運行状況 [資料]各バス会社のホームページ情報から作成

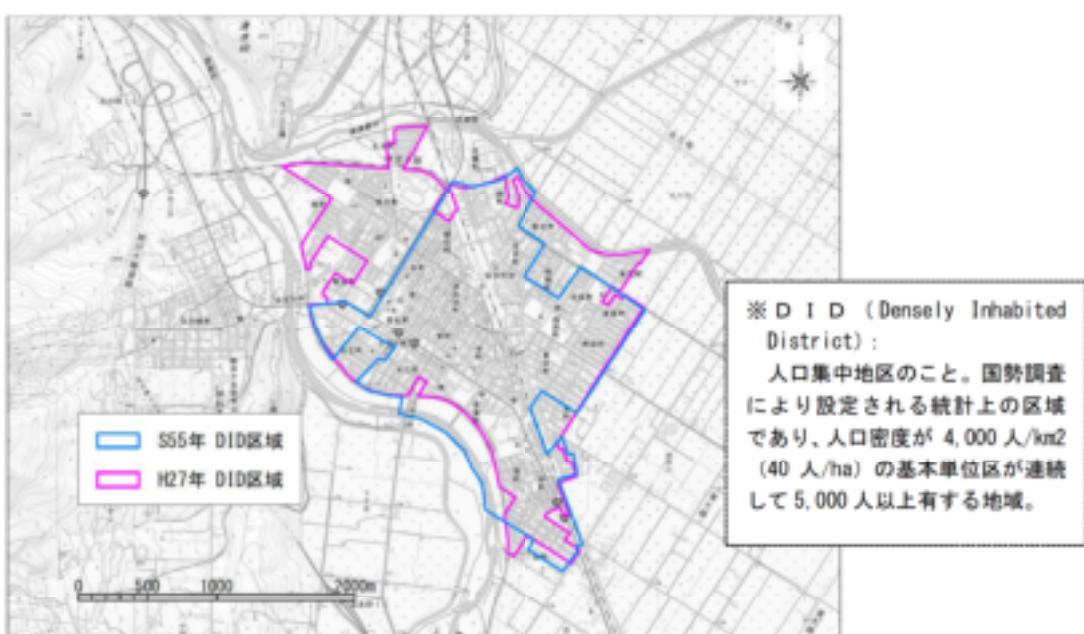
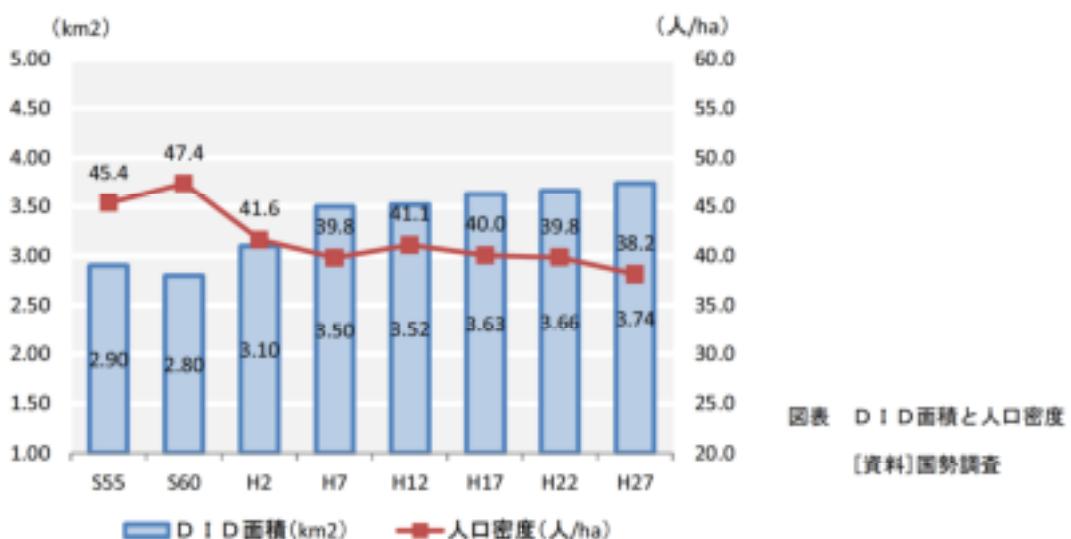


図表 道路網と交通機関 [資料]ふらのバス提供資料を使用して作成

### 3) 市街地の動向

#### ①市街地の低密度化

本市のDIDは、昭和55（1980）年の2.90km<sup>2</sup>から平成27（2015）年の3.74km<sup>2</sup>と増加しており、都市の発展とともに市街地規模が拡大してきた状況を示しています。一方で、DIDの人口密度は38.2人/haまで減少してきており、市街地の低密度化が徐々に進みつつあります。

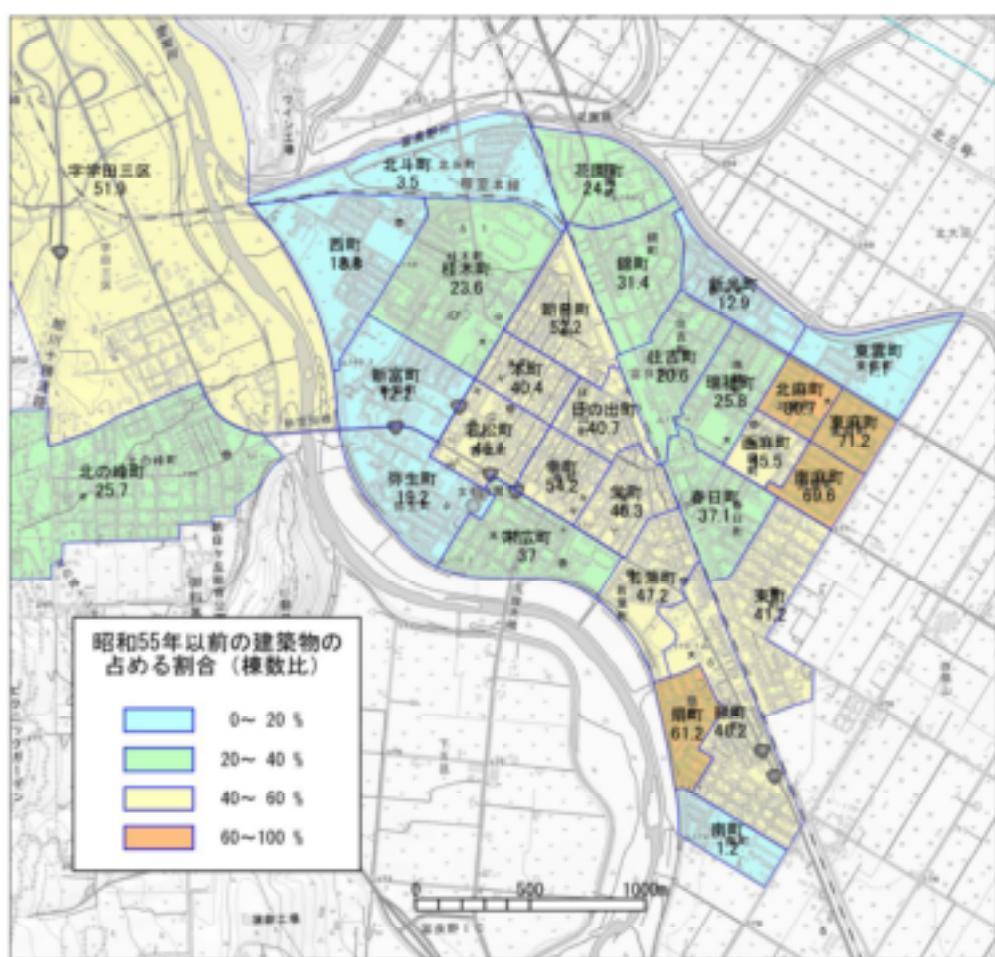


図表 DIDの区域変化 [資料]国土交通省 国土数値情報データを使用して作成

## ②街なみの老朽化と更新

本市の市街地は、土地区画整理事業や開発行為等により市街地中心部から外側に向けてまちなみが形成されてきた経緯がありますが、造成から 50 年が経過する住宅地では新耐震基準の施行前（昭和 55 年以前）の建築物が 6 割を超えており、改修や更新時期を迎える状況にあります。

また、用途地域内には新富町、西町、北斗町、東雲町の一部で現状では農地となっている大規模未利用地があり、市街地の低密度化、街なみの老朽化と合わせて、これら未利用地の取り扱いについて検討が必要とされています。



図表 建築物の老朽化状況

〔資料〕 富良野市耐震改修促進計画（平成 29 年 3 月）の策定時データから作成（基準年月：H28. 1）

※新耐震基準

建築物の設計において適用されることのできる構造の基準で、昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築確認において適用されている基準をいう。新耐震基準は、震度 6 強～7 程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されている。

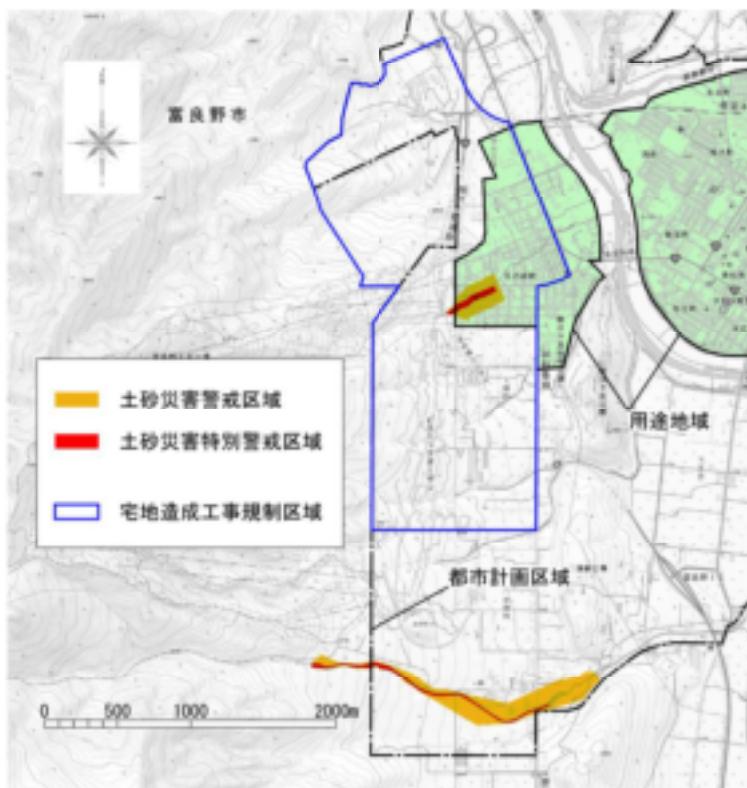
#### 4) 災害危険箇所等の現状

本市の市街地は、富良野盆地の端部に位置する地形的特徴のため、まちのすぐそばにスキー場があるなど自然の恩恵を受けつつも、空知川や富良野川といった河川の合流地点であり、かつ傾斜地を有する都市構造となっていることから、洪水や土砂災害などの危険が想定されます。

##### ① 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

都市計画区域内では、北の峰町（北二線川）と字中御料（四線川）の一部において土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が平成20(2008)年に指定されています。このうち特別警戒区域での開発行為は知事の許可を要し、建築物の構造が制限されるほか、知事による移転勧告が可能となるなど、土地と建物に制限が適用されています。

また、本市では、傾斜地である富良野スキー場周辺の宅地造成に伴って起きる崖崩れや土砂の流出等の災害を防止するため、宅地造成工事規制区域を昭和48(1973)年に指定し、高低差や面積等の条件によって、造成工事の着手前に市長の許可を求めています。



図表 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、宅地造成工事規制区域の指定状況

[資料] 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は国土数値情報を使用して作成

## ②浸水想定区域

河川管理者によって、洪水による浸水想定区域が公表されており、これによると都市計画区域内で浸水深さが最大となるのは、学田三区の北の峰 IC付近で 5~10m となっています。

市街地の中では、学田三区、西町、桂木町、北斗町、花園町、新光町、住吉町、瑞穂町、東雲町の一部で、3~5mの浸水が発生するおそれのある箇所が存在し、これらの箇所では建物の2階部分まで浸水する可能性があり、こうした地域からの集団避難に備えた対応が必要となってきます。



図表 浸水想定区域の指定状況 [資料]富良野市防災マップから市街地区を代表して抜粋

※漏水による浸水想定区域

水防法の定めに基づき、想定し得る最大規模の降雨（概ね 1,000 年に一度の大暴雨）により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のこと。

